

E i w a News

消費税の改正項目（事業者免税点制度等）

平成 24 年 8 月
(No. 085)

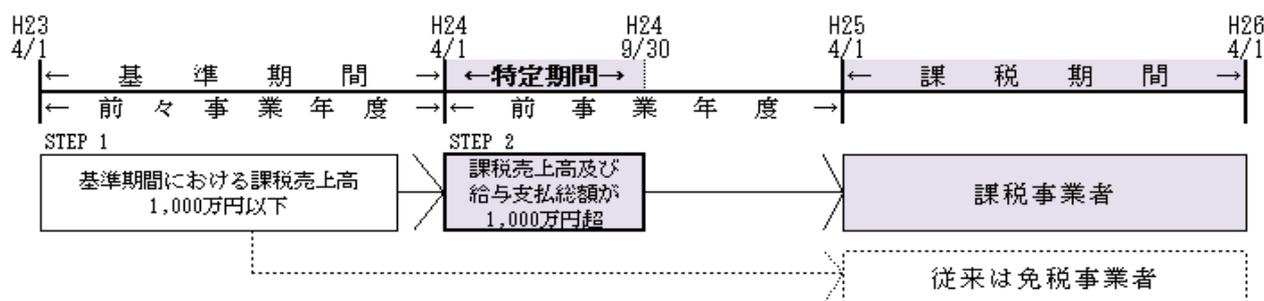
平成 23 年度の税制改正における消費税の改正項目のうち 95%ルールにつきましては、本誌 No.74、No.82 においてご紹介しました。今回は、その他の消費税改正項目である事業者免税点制度及び消費税還付申告に関する明細書についてご紹介いたします。

【1】 事業者免税点制度の概要

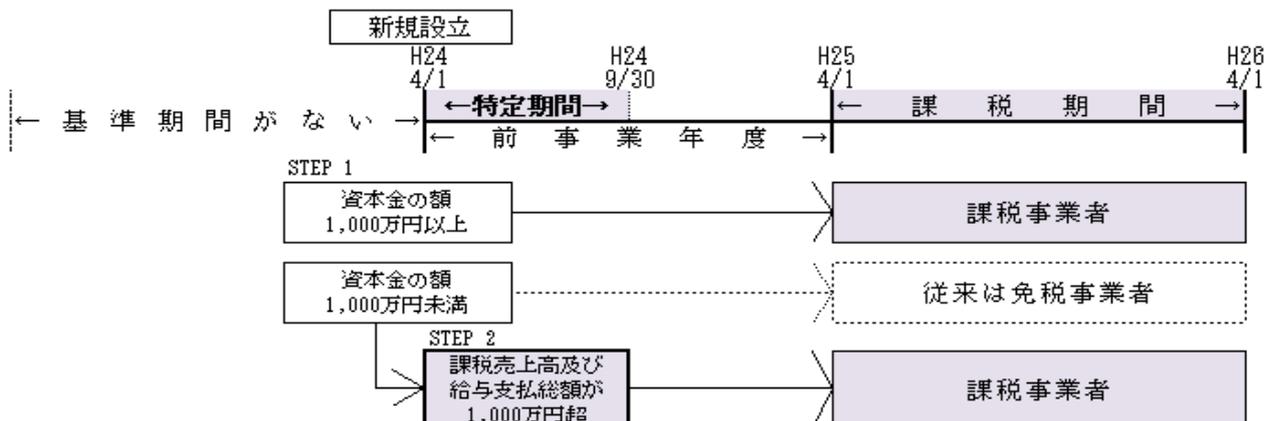
消費に広く担税力を求める消費税の性格上、免税事業者は極力設けないことが望ましいこととされていますが、一定の規模以下の事業者については納税事務負担の配慮等から納税義務を免除することとする事業者免税点制度があります。これは、基準期間（前々事業年度）の課税売上高が 1,000 万円以下の場合、消費税の納税義務が免除されるというものです。また、この基準期間の課税売上高による判定のほか、基準期間がない事業者（新設法人）の場合には、事業年度開始の日における資本金の額等が 1,000 万円未満のときに消費税の納税義務が免除されます。

平成 23 年度改正により、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者（従来の免税事業者）のうち特定期間の課税売上高（これに代えて特定期間の給与支払額による判定も可）が 1,000 万円を超える事業者は免税点制度の適用を受けることができないこととなります。なお、特定期間の課税売上高と給与支払額のいずれの基準で判断するかは納税者の任意になっています。この制度は平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

< 3 月決算法人の例 >



< 新設法人の場合 >



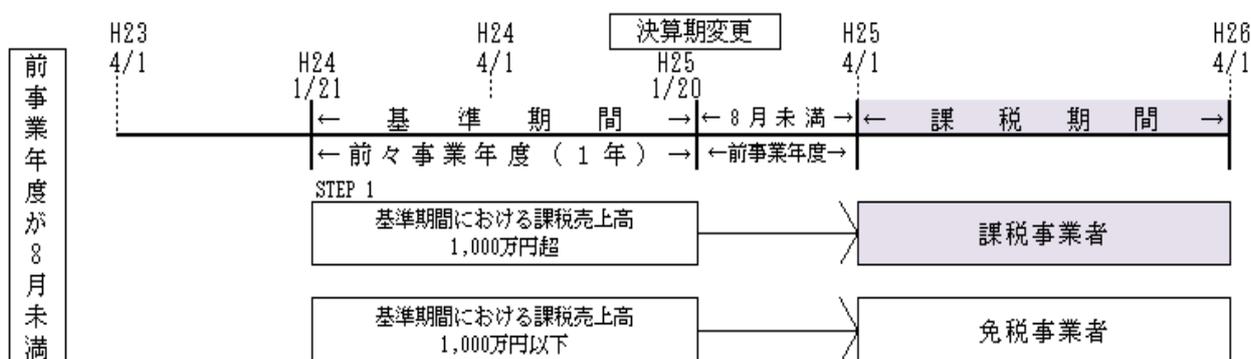
特定期間の給与支払額

特定期間中に支払った給与・賞与等のうち所得税の課税対象とされているものが該当し、所得税が非課税とされる通勤手当・旅費等は含まれません。また、特定期間中の未払給与は含まれないことが通達において明らかにされています。

特定期間

原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間とされています。ただし、決算期変更等によりその事業年度の前事業年度が8月未満である法人の場合にはその事業年度の前々事業年度開始の日以後6月の期間となり、その期間がその事業年度の基準期間に含まれるときなど一定の場合には特定期間の規定の適用はありません。

<特定期間の適用がない場合>



※上図の場合、前々事業年度開始の日以後6月の期間が基準期間に含まれているため特定期間の適用はなく、基準期間における課税売上高のみで判断します。

【2】消費税の還付申告に関する明細書の添付義務化

平成24年4月1日以後に消費税の還付申告書（控除不足還付税額が記載されたもの）を提出する場合に、その明細書を添付しなければならないこととされました。記載内容は課税売上や主な棚卸資産等、そのほか取得した主な固定資産等の取引先や金額となっています（いずれも取引金額100万円以上のもののうち上位のものを記載します）。

そして、還付金額が大きい場合には税務署からの書面調査の依頼があることが多く、取得固定資産の請求書、納品書、決済が確認できる書類や、売上・仕入等の取引頻度など、より詳細な資料の提出が要請されます。

今後、設備投資等により控除不足額のある還付申告書を提出する場合には、当該明細書のほか上記資料を事前にご準備くださいますと税務署の要請にも迅速に対応することができ、早期の還付につながります。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。